

事業進捗管理シート

評価年度	H24	H25	H26	対象外
				○

事務事業No 256 事業名 高齢者在宅サービス措置事業

分野別目標	2	個人を尊重し、人々がともに助け合う優しいまち
政策	2	高齢者・障害者支援の充実
施策	1	高齢者の生活の充実
基本方針	5	高齢者の在宅福祉サービスの充実

事業種別	継続	主な事務事業	
事業期間		～	永年
事業実施の根拠法令			
関連個別計画			
担当課・担当課長 (Tel)	高齢者・地域福祉課	川口 雅広	435-1063
関連課			

【事業基本情報】

事業区分(1)	事業経費		管理経費	
	その他	○		
事業区分(2)	自治事務	○	法定受託事務	
	その他			
会計・予算区分	会計		一般会計	
	款		民生費	
	項		社会福祉費	
	目		老人福祉費	
	大事業		老人福祉事業	
事項		高齢者在宅サービス措置事業		

「3つの約束・44の約束」との関連性

3つの約束	産業を元気に	まちを元気に	人を元気に	非該当
			○	
44の約束				○

1 事業概要及び実施内容

事業目的（「誰・何」をどういう状態にする」ための事業か）	事業内容					
「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難な者に、在宅サービス（ホームヘルパー・デイサービス・ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。	在宅介護サービス措置の実施					
実施内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。	「やむを得ない理由」により、介護保険給付を利用することが著しく困難である場合に在宅サービス（ホームヘルパー、デイサービス、ショートステイ等）の措置を行い要援護高齢者の心身の安全を確保する。

2 事業コスト

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	当初予算	決算	当初予算	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算
事業費	321	121	321		321		321		321	
伸び率 (%)	-	-	0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	
人件費	常勤職員	261	261		261		261		261	
	非常勤職員									
	小計	261	261		261		261		261	
国庫支出金										
県支出金										
市債										
その他										
一般財源 (税等)	321	121	321		321		321		321	
所要人数	常勤職員	0.07	0.03	0.03		0.03		0.03		0.03
	非常勤職員									
主な予算内訳										

3 目標及び実績

指標名及び達成状況				平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
活動指標	相談件数	年度目標値						
		実績値		1				
	単位 件	全体目標値		全体目標達成度				
		年度別達成度						
成果指標	措置人数	年度目標値						
		実績値		1				
	単位 人	全体目標値		全体目標達成度				
		年度別達成度						